

令和6年度 中野市 市 保 險 料 納付計画表

◎この納付計画表によって、毎月の納付計画を立て、納期内に納付しましょう。
◎空欄へは、納税通知書などから金額を記入してご活用ください。

税目 月	納期限	口座振替日	市 税 等				※3 介護保険料 (普通徴収)	※4 後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	公料 金 等	計
			固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	※1 市県民税 (普通徴収)	※2 国民健康 保険 税 (普通徴収)				
4月	4/30 (火)	4/30 (火)	1期							
5月	5/31 (金)	5/31 (金)		全期						
6月	7/1 (月)	7/1 (月)			1期					
7月	7/31 (水)	7/31 (水)	2期			1期	1期			
8月	9/2 (月)	9/2 (月)			2期	2期	2期			
9月	9/30 (月)	9/30 (月)				3期	3期			
10月	10/31 (木)	10/31 (木)			3期	4期	4期			
11月	12/2 (月)	12/2 (月)				5期	5期			
12月	1/6 (月)	12/27 (金)	3期			6期	6期			
1月	1/31 (金)	1/31 (金)			4期	7期	7期			
2月	2/28 (金)	2/28 (金)	4期			8期	8期			
3月	3/31 (月)	3/31 (月)				9期	9期			
計										

☆振替納付の方……口座振替日の前日までに残高を確認してください。
☆現金納付の方……納期限(納税通知書に記載されています)内に納付してください。
※1 市県民税(普通徴収)は、給与から差し引かれていない方と、六十五歳以上で年金から差し引かれていない方が対象となります。(年金から差し引かれていても、ほかに所得がある場合は対象となる場合があります。)
※2 国民健康保険税(普通徴収)は、六十四歳以下の加入者と、六十五歳から七十四歳までの加入者で年金から差し引かれていない方が対象となります。
※3 介護保険料(普通徴収)は、六十五歳以上で、年金から介護保険料を差し引かれていない方が対象となります。
※4 後期高齢者医療保険料(普通徴収)は、七十五歳一定の障がいのある方は六十五歳以上で、年金から後期高齢者医療保険料を差し引かれていない方が対象となります。

☆振替納付の方……口座振替日の前日までに残高を確認してください。
☆現金納付の方……納期(納税通知書等に記載されています)内に納付してください。

市税・公共料金などの納付には、 安全、便利、確実な口座振替をおすすめします。

- 口座振替のご依頼は、市指定の市内金融機関窓口または市役所で承ります。
- お手続きには、通帳と口座の印鑑が必要です。
- 詳しくは、各業務窓口までお問い合わせください。